

令和5年度第2回周南市学校給食センター運営審議会

令和6年2月15日13時30分～

於：周南市役所2F交流室1

次 第

1 開会

2 学校給食課長あいさつ

3 議題

令和6・7年度周南市立学校給食センター物資納入業者名簿
への登録について【資料1】

4 報告

周南市の学校給食について

(1) 学校給食費の改定について【資料2】

(2) 学校給食の運営概要について【資料3】

(3) 周南公立大学講座「自治体の業務を学ぶ」(抜粋)【資料4】

5 その他

6 閉会

令和6・7年度周南市立学校給食センター物資納入業者名簿(案)

【資料1】

主な取扱物資		番号	指名業者名	住所	代表者名	納入希望					
分類	品名					栗屋	住吉	高尾	新南陽	熊毛	鹿野
穀類	パン 米穀	1	(株)ピーコック	岩国市関戸1丁目111番地15	河井 大典	○	○	○	○	○	○
		2	(公財)山口県学校給食会	山口市富田原町1番18号	松永 卓	○	○	○	○	○	○
乳類	牛乳 乳製品	3	やまぐち県酪乳業(株)	下関市菊川町田部夢団地1番	河口 浩己	○	○	○	○	○	○
		4	山口県東部ヤクルト販売(株)	岩国市室の木町一丁目1-31	山本 公総	○				○	
		5	(株)ヤクルト山陽	山口市小郡黄金町14番7号	大澤 誠		○	○	○		○
青果	野菜 果物	6	周南学校給食納入組合	周南市鼓海1丁目324-18	石光 文雄	○	○	○	○	○	○
		7	山口県農業協同組合 周南 統括本部	下松市西柳二丁目3番48号	柳 彰彦	○	○	○	○	○	○
		8	(株)エコファーム山口	周南市大字栗屋50番地の11	宮本 真美		○		○		
肉類	牛肉 豚肉 鶏肉	9	スーパータイカ精肉部	周南市大字櫛ヶ浜西塩田507番地31	浜野 秀生	○	○	○	○	○	
		10	(有)スーパーふじや	周南市政所一丁目3-13	藤田 豊成					○	
		11	本田精肉店	周南市政所一丁目7番2号	本田 美智枝				○		
		12	村田精肉店	周南市呼坂本町2番17号	村田 毅					○	
		13	横田精肉店	周南市大字鹿野上3217番地の3	横田 征治						○
		14	やまぐち本店	周南市大字久米1261番地の2	石川 光子	○	○	○	○		
大豆製品	豆腐 油揚げ他	15	大平食品(株)	防府市高倉二丁目17番3号	清水 実	○	○	○	○	○	
		新規	(株)新光	周南市大河内518-5	松原 祥文	○	○	○	○	○	
		16	大潮田舎の店	周南市大字大潮1386の6	市川 三幸						○
一般食品	こんにゃく	17	(株)徳本商店	周南市土井二丁目2番14号	徳本 洋平	○	○	○	○	○	
	卵	18	瑞穂糧穀(株)東部支店	下松市葉山一丁目819-15	打道 努	○	○	○	○	○	
		19	ストアーうおたに	周南市大字長穂702	魚谷 修司						○
	きくらげ	20	(株)藤本コーポレーション	柳井市南浜三丁目-1-1	藤本 憲治	○	○	○	○	○	
	一般物資	21	福田青果(株)	周南市鼓海1丁目324-18	福田 晃久	○	○	○	○	○	○
		22	(株)協食	周南市鼓海二丁目118番地45	中村 一朗	○	○	○	○	○	○
		23	(株)ニシムラ山口流通センター	周南市鼓海二丁目118番41	植野 恭司	○	○	○	○	○	○
		(2)	(公財)山口県学校給食会	山口市富田原町1番18号	松永 卓	○	○	○	○	○	○
		(4)	山口県東部ヤクルト販売(株)	岩国市室の木町一丁目1-31	山本 公総	○				○	
	(5)	(株)ヤクルト山陽	山口市小郡黄金町14番7号	大澤 誠		○	○	○		○	
調味料	酒 塩 みりん ワイン	24	佐伯酒店	周南市大字櫛ヶ浜47番地	佐伯 美香	○	○	○	○		
		25	ふかみ酒屋	周南市新地町15番20号	深海 季夫	○	○	○	○		
	みそ 醤油	26	徳山醤油	周南市築港町10-25-1009	齊藤 一郎	○	○	○	○	○	
		27	富士甚醤油(株)徳山営業所	周南市下上字上野1977-5	荒牧 彰	○	○	○	○	○	

学校給食センター納入業者新規登録用調査表

申請者 (株)新光
事業所所在地 周南市大河内518-5
営業の種類 総合食料品卸
代表者氏名 代表取締役社長 松原 祥文
営業所在地 周南市大河内518-5
取扱商品 大豆製品
調査年月日 2024年1月12日
調査表作成者 松本 紫津子

- 1 位置・環境
- 便所、ごみ集積場等からの位置は適当か。
 - 場内庭、道路等からほこりをかぶる恐れがないか。
 - 事業所周囲の環境は良いか。
 - 周囲の排水状況は良いか。
 - 施設内に外部の水が流入する恐れはないか。
 - 敷地は、清掃されているか。
- 2 構造
- 広さ、大きさ、使用に適した構造か。
 - 床は、不浸透性の材料を用いていて、破損箇所はないか。
 - 日常的に洗浄が行える構造になっているか。
 - 天井には、破損箇所はないか。
 - ホコリ、黒かびの発生は、認められないか。
 - 作業上、適当な明るさがあるか。
 - 夏の直射日光を遮る構造になっているか。
 - 通風、換気の設備や状況は良いか。
- 3 食品設備等
- 作業場内、食品庫、冷蔵庫等の温度、湿度は、適切に保たれているか。
- 4 衛生管理
- 従業員専用の便所はあるか。
 - 便所の清掃、清潔状態は、良いか。
 - 施設内は、清潔で衛生的か。
 - 製品は、衛生的に取り扱われているか。
 - 社内で食中毒予防に取組を実施しているか。(消毒等の実施、啓発活動)
- 5 経営・信用等の状況
- 工場・店舗等固定した営業施設を有し、機動力があるか。
 - 経営状態が堅実で、学校給食を理解し、協力が可能であるか。
 - 食品に関する法令等を遵守できると判断されるか。
 - 指定する期日・時間に確実・迅速に納入できる設備や能力があるか。
 - 緊急な需要に即応でき、責任を持った対処ができるか。
 - 3年以上の営業を継続しているか。
 - 環境保健所の食品衛生監視票点が上位であるか。
 - 外部からの進入が容易に行なえない状態にあるか。

6 調査内容



外観

【冷蔵庫】

- ・冷蔵庫が2台、冷凍庫1台あり、それぞれ設定温度が違い商品が適切な温度で保管できている。
- ・常時冷蔵庫内の温度の確認を行っている。



大豆製品保管冷蔵庫



温度計



冷蔵庫内

【検収・配送】

- ・豆腐の受け取り、保管、仕分け、配送の流れを確認。



豆腐業者のコンテナ



コンテナ1段ごとに検品し冷蔵庫へ

【配送車】

冷凍冷蔵車は、前側冷凍、後ろ側冷蔵。

冷蔵車の設定温度は1.5℃に設定し、要冷蔵品を3℃で配送できるようにしている。



車内冷蔵庫温度表示



荷室の様子

学校給食費の改定について

1 学校給食費の改定について

周南市の学校給食費は、前回の改定（平成26年度）から10年となる令和6年度に改定することとし、検討してまいりました。

このたび、現状での適正な学校給食費を算定、山口県内各市の学校給食費の状況を考慮した事務局案をもとに周南市立学校給食センター運営審議会での審議、答申を受け、検討の結果、次のとおり改定額を決定しました。

●学校給食費改定額（令和6年度）

	現在の学校給食費		改定後の学校給食費	
	1食あたり	月額	1食あたり	月額
小学校	250円	4,500円	275円	4,950円
中学校	290円	4,930円	320円	5,440円

●改定時期 令和6年4月から

2 今後の学校給食費改定方針について

栄養バランスや質、量ともに充足した学校給食を安定的に提供することは、学校給食の重要な使命です。今後は、食材価格の状況や物価水準などについて、毎年、検証したうえで、適切に学校給食費を決定していきます。

※ 周南市立学校給食センター運営審議会(令和5年7月10日開催)の答申

諮問した「給食費改定額」、「今後の改定方針」ともに妥当であるとの答申をいただきました。

なお、「学校給食費無償化について、今後も、国や県内の自治体の動向を注視し、課題等を整理されたうえで、検討されることを望みます。」との意見をいただいております。

学校給食の運営概要について

1 学校給食管理運営事業

○市内 6 か所の学校給食センターを円滑に運営し、配送校の児童生徒へ安心安全でおいしい学校給食を安定供給しました。《638,129,907 円》

センター名	開設年月	構造・面積	配送校		食数 (食/日)	委託状況
			小学校	中学校		
栗屋	H23.4	鉄骨造 平屋建 1,325 m ²	5校	3校	2,514	調理・配送
住吉	H23.4	鉄骨造 平屋建 1,204 m ²	2校	2校	2,033	調理・配送
高尾	H24.4	鉄骨造 平屋建 1,044 m ²	5校	2校	1,570	調理・配送
新南陽	R2.4	RC造 平屋建 2,151.05 m ²	9校	4校	3,627	調理・配送 (PFI事業)
熊毛	H26.4	鉄骨造 二階建 916 m ²	5校	1校	1,118	調理・配送
鹿野	S63.2	鉄骨造 平屋建 435 m ²	1校	1校	125	—
合計	—	—	27校	13校	10,987	—

2 学校給食センター解体事業

○新たな新南陽新南陽学校給食センターを整備したことにより、旧徳山西(新地)及び新南陽学校給食センターを廃止しました。令和 3 年度に旧徳山西学校給食センターを解体し、令和 4 年度に旧新南陽学校給食センターを解体しました。《51,514,100 円》

3 学校給食費一般事業費

○学校給食センターの衛生・アレルギー対応、各学校給食センター間の調整を円滑に行うとともに、小中学校給食用冷蔵庫をメンテナンス付リースで導入し、児童生徒へ安心安全でおいしい学校給食を安定供給しました。《9,356,600 円》

周南市の学校給食について

令和6年2月15日

周南市教育委員会 学校給食課

今日の内容

- ・ 安心・安全な給食提供のための取り組み
- ・ アレルギー対応食について
ざんさ
- ・ 残渣について

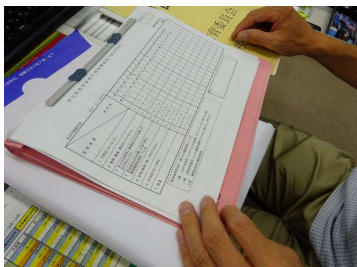
安心・安全な給食について

- ◎ 衛生管理の徹底
- ◎ 危機対応能力の強化
- ◎ 安全な食材の確保
- ◎ 品質等に配慮した食材の選定
- ◎ 食物アレルギーへの対応

安心・安全な給食について

◎ 衛生管理の徹底

従事者の衛生・健康チェック、食材の検収、温度管理、施設設備の点検・整備など、日々の衛生管理



従事者の健康チェック



衛生チェック

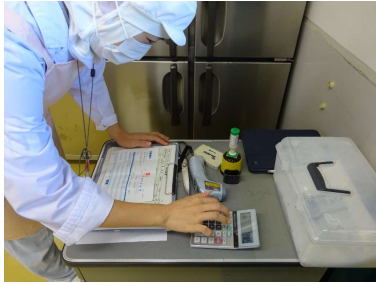


食材の検収

安心・安全な給食について

◎ 衛生管理の徹底

従事者の衛生・健康チェック、食材の検収、温度管理、施設設備の点検・整備など、日々の衛生管理



食材の検収



肉類を冷蔵庫へ（温度管理）



白い袋から黄色い袋へ変更
（異物混入対策）

安心・安全な給食について

◎ 危機対応能力の強化

異物混入対応マニュアル 大量調理施設衛生管理マニュアル等の活用
従事者の危機管理意識の向上、組織力や危機対応能力の強化



← 3槽シンクで洗う

冷凍してある加工品も、
異物がないか隅々確認 →



安心・安全な給食について

◎ 危機対応能力の強化

異物混入対応マニュアル 大量調理施設衛生管理マニュアル等の活用
従事者の危機管理意識の向上、組織力や危機対応能力の強化



← 85°C以上90秒加熱 3点計測

75°C以上1分間加熱後
10°C付近に冷却→



安心・安全な給食について

◎ 安全な食材の確保

肉類の産地確認検査、青果等の農薬残留検査及び食材細菌検査

◎ 品質等に配慮した食材の選定

食材の産地、鮮度、品質、成分内容等を考慮した選定

◎ 食物アレルギーへの対応

食材のアレルゲンチェック、保護者へ詳細な成分表の提供、
牛乳・パン等個別の中止
アレルギー対応食（乳・卵の除去食）の提供



アレルギー対応食について

食物アレルギー対応

- ・ 除去食申請
- ・ 除去食開始に係る面談
(学校・保護者・センター・給食課)
- ・ 原材料表のデータ作成

〈原材料配合表〉

23 品名(ミルメークココア 液体)
使用日: 11/27 1136

原材料	アレルギー
果糖ぶどう糖液糖	大豆
砂糖	
ココアパウダー	
ぶどう糖	
食塩	
香料	
植物レシチン	
水	



防災給食について

防災給食

・ 備蓄用非常食の購入・管理



給食の防災食
・ アレルゲンなし
・ 常温でおいしい



11日（金）：防災給食を実施します！

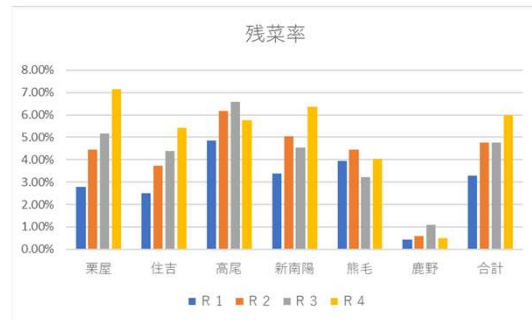
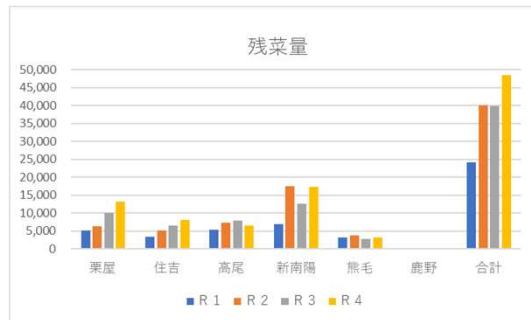
周南市では、児童生徒の「防災」についての意識を高める目的で、3月に「防災給食」を実施しています。今年度は、「備蓄品」のケチャップライス（非常食レトルト）（右の写真）を使用します。



残菜について

R4残菜								
	センター	栗屋	住吉	高尾	新南陽	熊毛	鹿野	合計
主食	生産量 (kg)	70,350.00	60,069.49	40,243.82	98,568.70	31,579.54	2,664.33	303,475.88
	残菜量(kg)	6,230.83	4,266.43	2,905.83	7,660.12	1,640.13	30.45	22,733.79
	残菜率	8.86%	7.10%	7.22%	7.77%	5.19%	1.14%	7.49%
おかず	生産量 (kg)	114,581.82	90,202.38	73,648.05	172,141.02	48,183.33	7,668.81	506,425.41
	残菜量(kg)	6,999.00	3,858.23	3,664.11	9,576.44	1,589.60	20.75	25,708.14
	残菜率	6.11%	4.28%	4.98%	5.56%	3.30%	0.27%	5.08%
合計	生産量 (kg)	184,931.82	150,271.87	113,891.87	270,709.72	79,762.87	10,333.14	809,901.29
	残菜量(kg)	13,229.83	8,124.66	6,569.94	17,236.56	3,229.73	51.20	48,441.92
	残菜率	7.15%	5.41%	5.77%	6.37%	4.05%	0.50%	5.98%

残菜について



<p>麦ごはん</p>	<p>さばの照り焼き・かぼちゃのそぼろあんかけ</p> <p>だいこん だいず にももの 大根と大豆の煮物</p>	<p>さば・とりにく</p>	<p>かぼちゃ</p>	<p>ごめ・むぎ・さとう</p>
<p>麦ごはん</p>	<p>黒はんぺんフライ・キャベツのじゃこ炒め</p> <p>しずおかけん まいうどりりょうり ＜静岡県産の佃土料理＞ 国清汁・お茶プリン</p>	<p>くろはんぺんフライ しらすほし</p>	<p>キャベツ・にんじん</p>	<p>ごめ・むぎ あぶら</p>
<p>チキンライス</p>	<p>鶏焼き(オムライス用)・プロッコリーのマヨネーズサラダ</p> <p>じゃがいものポタージュ・ケチャップソース</p>	<p>とりにく・たまごやき</p>	<p>にんじん・とうもろこし・たまねぎ プロッコリー・キャベツ</p>	<p>ごめ・マヨネーズ</p>
<p>小パン</p>	<p>はなっこリーのペペロンチーノ</p> <p>日産と産物を使ったお祝い ＜地産産給食酒間＞ 山口野菜とえびのサラダ</p>	<p>ベーコン</p>	<p>たまねぎ・にんじん・エリンギ はなっこリー・にんにく</p>	<p>パン(ごむぎご・ごめご) スナゲツティ・オリーブあぶら</p>
<p>パン</p>	<p>かぼちゃ入りニョッキポロネーゼ</p> <p>あおな 青菜のアーモンドソテー・りんご</p>	<p>ぶたにく</p>	<p>マツシュルーム・にんじん・トマト たまねぎ・グリーンピース・にんにく</p>	<p>パン(ごむぎご・ごめご)・さとう かぼちゃもち・オリーブあぶら</p>
<p>麦ごはん</p>	<p>チキンカレー(中)フランクフルト</p> <p>フルーツミックス</p>	<p>とりにく (中)ポークフランク</p>	<p>たまねぎ・にんじん・にんにく しょうが・グリーンピース</p>	<p>ごめ・むぎ・じゃがいも あぶら</p>
<p>麦ごはん</p>	<p>めばるの磯香天ぷら・豚汁</p> <p>和食の日・やまぐち県土料理の日 ＜和食の日・やまぐち県土料理の日＞ いとこ煮</p>	<p>めばる・あおのり・ぶたにく とうふ・あぶらあげ・みそ</p>	<p>にんじん・ごぼう・ねぎ だいこん・しょうが</p>	<p>ごめ・むぎ・さつまいも こんにやく・あぶら・さとう</p>
<p>気置わかめごはん</p>	<p>かやくうどん</p> <p>やさい 野菜かきあげ・ごま和え</p>	<p>わかめ・とりにく かまぼこ・あぶらあげ</p>	<p>たまねぎ・はくさい にんじん・ほししいたけ</p>	<p>ごめ・うどん</p>
			<p>もも・バナナ</p>	<p>ぶどうゼリー</p>
			<p>あずき</p>	<p>しらたまもち・さとう</p>
			<p>わかめ・とりにく かまぼこ・あぶらあげ</p>	<p>あぶら・ごま・さとう</p>

残渣のリサイクルについて



調理の過程で出た野菜くず



食べ残し



1日に出た残渣量

給食センター収集



🌻 食品ごみ 投入状況



げんきプロジェクト

🌻 液体肥料の散布



げんきプロジェクト

農場のようす

奥光



須金



八代



長穂



げんきプロジェクト

げんきプロジェクト

燃やすゴミをへらして、地域に安全でおいしい農産物をお届けします。



ご清聴ありがとうございました。



○周南市立学校給食センター運営審議会規則

平成15年 8月29日教委規則第46号

周南市立学校給食センター運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成15年周南市条例第247号）第2条の規定に基づき、周南市立学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(付議事項)

第2条 審議会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 給食費の額の決定に関すること。
- (2) 給食物資の購入計画に関すること。
- (3) その他給食センターの運営に関すること。

(組織)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるもののうちから周南市教育委員会が委嘱する。

- (1) 周南市立小学校長及び同中学校長のうちから各4人以内
- (2) 周南市立小学校PTA及び同中学校PTAのうちから各4人以内
- (3) 学校医
- (4) 山口県健康福祉センター職員
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が主宰する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、学校給食課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は平成17年3月31日までとする。

○周南市が発注する学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱

平成21年12月 1 日要綱第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市が発注する学校給食用物資の納入業者として登録を希望する者に、選定基準及び登録手続等に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録業者選定基準)

第2条 納入業者として登録する場合の資格審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 周南市又は山口県内に営業所があること。
- (2) 確実な取引先があり、堅実な経営が行われていること。
- (3) 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- (4) 国税及び周南市税の滞納がないこと。
- (5) 営業許可を必要とするものは、その許可を有するものであること。
- (6) 食品衛生監視票の採点結果が80点以上であること。
- (7) 製品加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷凍設備その他衛生上必要な設備が完備していること。
- (8) 給食センターの所要量を納品できる能力があること。
- (9) 指示する期日、時刻及び場所に確実に配送ができ、数量不足、交換等で緊急を要する場合は、迅速に対応できる態勢があること。
- (10) 台風・地震等の災害発生及び感染症発生により、急遽給食中止となった場合は、返品が可能なこと。

(納入業者登録手続)

第3条 納入業者として選定を受けようとする者は、周南市立学校給食センター物資納入業者登録申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、添付書類の一部を省略できる。

- (1) 営業実績概要(別記第2号様式)
- (2) 営業所・製造所及び倉庫の所在地の見取図(別記第3号様式)
- (3) 営業(業務)に必要な許可証等の写し
- (4) 食品衛生監視票
- (5) 納税証明書
- (6) 検便検査成績表

- (7) 誓約書（別記第4号様式）
- (8) その他申請に必要と認められる書類

2 申請書の受付は、学校給食課において行う。

（申請書の受付期間）

第4条 申請書の受付期間は、2会計年度ごとの1月とし、別に定める。

2 前項で定める以外の受付期間は、別に定める。

3 前2項のほか、特に必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

（登録業者の選定、通知及び名簿登録）

第5条 登録業者選定は、書類審査及び実地調査とし、次のとおり行う。

(1) 書類審査は、登録業者選定基準に基づき、立地条件、経営状況、信用状況、衛生状況、供給能力等の適否について提出書類によって判定する。

(2) 書類審査の結果、実地調査の必要ありと認められた業者については、現地調査を行う。

(3) 書類審査及び実地調査を総合的に判定し、学校給食センター運営審議会で登録業者を決定する。

(4) 前号により、登録決定された業者に対しては、登録通知書を交付するとともに、名簿に登録するものとする。

（登録期間）

第6条 登録期間は、当該登録を認定した日の属する年度の翌年度の初日から翌々年度の末日までの2年間とする。

2 登録期間中に新たに追加登録する者の登録期間は、前項に規定する登録期間の残期間とする。

（申請事項の変更届）

第7条 名簿に登録された者は、申請事項に変更が生じたときには、遅滞なく変更届（別記第5号様式）を提出しなければならない。

（登録の抹消）

第8条 市長は、名簿に登録された者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、登録を抹消することができる。

(1) 契約の履行に当たり、故意に品物若しくは製造を粗雑にし、又は品物の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 入札等において、その公正な執行を妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。

- (3) 申請書等の記載事項について虚偽の事実があったとき。
- (4) その他登録業者として、特に不相当と認められる行為があったとき。

附 則

この要綱は、平成21年12月 1 日から施行する。